

横浜市市税条例等の一部改正（平成 27 年 3 月分）

税目・改正項目		改正の内容						
軽自動車税	二輪車等の税率引上げ時期の延期	○ 平成 27 年度分から適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始が1年延期され、平成 28 年度分から適用されます。						
		【参考】<軽自動車税の税率表>						
		車種区分		現行税率	新税率			
		原動機付自転車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	1年延期	
			50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円		
			90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円		
			ミニカー		2,500 円	3,700 円		
		軽自動車及び小型特殊自動車	軽二輪（125cc 超 250cc 以下）		2,400 円	3,600 円	※	
			三輪		3,100 円	3,900 円		
			四輪以上	乗用	営業用	5,500 円		6,900 円
					自家用	7,200 円		10,800 円
			四輪以上	貨物用	営業用	3,000 円		3,800 円
					自家用	4,000 円		5,000 円
			専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円		1年延期
小型特殊自動車								
農耕作業用のもの			1,600 円	2,400 円				
その他		4,000 円	5,900 円					
二輪の小型自動車（250cc 超）		4,000 円	6,000 円					
※平成 27 年4月1日以降取得分から適用								

税目・改正項目		改正の内容																						
法人市民税	法人市民税の均等割の税率区分の基準の見直し	<p>○ 法人市民税の均等割の税率区分は、法人税法上の「資本金等の額」を基準とされ、その算定上、自己株式を取得すると、本来の事業規模に比して小さくなる場合などがありました。</p> <p>○ そのため、法人市民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」が基準とされました（平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用）。</p> <p>【参考】＜法人市民税の均等割の税率表＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">「資本金等の額」又は「資本金＋資本準備金」による法人等の区分</th> <th colspan="2">標準税率</th> </tr> <tr> <th>従業員数 50 人以下</th> <th>従業員数 50 人超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超 1 億円以下</td> <td>130,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>160,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超 50 億円以下</td> <td rowspan="2">410,000 円</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他法人</td> <td colspan="2">50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	「資本金等の額」又は「資本金＋資本準備金」による法人等の区分	標準税率		従業員数 50 人以下	従業員数 50 人超	1 千万円以下	50,000 円	120,000 円	1 千万円超 1 億円以下	130,000 円	150,000 円	1 億円超 10 億円以下	160,000 円	400,000 円	10 億円超 50 億円以下	410,000 円	1,750,000 円	50 億円超	3,000,000 円	その他法人	50,000 円	
「資本金等の額」又は「資本金＋資本準備金」による法人等の区分	標準税率																							
	従業員数 50 人以下	従業員数 50 人超																						
1 千万円以下	50,000 円	120,000 円																						
1 千万円超 1 億円以下	130,000 円	150,000 円																						
1 億円超 10 億円以下	160,000 円	400,000 円																						
10 億円超 50 億円以下	410,000 円	1,750,000 円																						
50 億円超		3,000,000 円																						
その他法人	50,000 円																							
個人市民税	ふるさと納税の手続きの簡素化（ワンストップ特例）	<p>○ ふるさと納税による寄附金控除を受ける場合は、原則、確定申告を必要とします。</p> <p>○ 今回の改正で、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行うと同時にその市町村に対して寄附の控除申請をすることで、確定申告を行わずに控除を受けられる特例が導入されました（平成27年4月1日以降に行われる寄附から適用）。</p> <p>【参考】＜ワンストップ特例のイメージ＞</p>																						

※その他、項ずれ等、条文整備を行いました。